3-ニトロオキシプロパノールを有効成分とする飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

１．実施期間　令和５年８月 30 日～令和５年９月 28 日
２．提出方法　インターネット、ファックス、郵送
３．提出状況　１通
４．頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	「残留試験では、本飼料添加物を牛に混餌投与した結果、組織中においては、代謝物であるM2（NOPA）は定量限界未満であったが、乳においては、投与２日後以降でM2が検出され、その濃度は用量依存的及び経時的に増加する傾向がみられた。」と、乳での検出が増加傾向にあったにも関わらず、「牛（乳用牛及び肉用牛）の安全性試験及び飼養試験の結果から、本飼料添加物の牛への推奨添加量での添加について、牛に対する安全性に問題はない」と結論づけるって、意味がわかりません。用量を相当制限する必要があるのではないでしょうか？	「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」（令和３年５月 18 日食品安全委員会決定）では、対象動物における安全性試験について、「当該製剤が投与された家畜等に由来する食品を通じたヒトへの食品健康影響を評価の参考とするために、家畜等における安全性に関する知見を整理する」こととされています。 今般、食品安全委員会において、提出された資料の内容をもとに審議した結果、本飼料添加物の牛への推奨添加量での添加について、投与された 3-ニトロオキシプロパノール（3-NOP）が動物体内でM2（NOPA）に代謝されていることを考慮しても、一般状態等に本飼料添加物投与に関連した異常はみられなかったことが確認され、牛に対する安全性に問題はないと判断されました。 また、本飼料添加物の用量に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省にお伝えいたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。